

「(仮称) 長野広域連合 A 焼却施設」整備及び運営事業  
実施方針

平成 26 年 7 月

長野広域連合



# 目 次

## 用語の定義

<b>1 特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
1-1 事業内容.....	1
1-2 特定事業の選定.....	3
1-3 民間事業者が実施する業務の範囲.....	3
1-4 連合が実施する業務の範囲.....	5
<b>2 民間事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>6</b>
2-1 募集及び選定スケジュール（予定）.....	6
2-2 応募者の参加資格要件.....	6
2-3 民間事業者の審査及び決定.....	9
2-4 応募に係る提出書類.....	11
2-5 優先交渉権者決定後の手続き.....	11
2-6 提出書類の取扱い・著作権.....	12
2-7 費用負担.....	12
<b>3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>13</b>
3-1 想定されるサービスの水準・仕様.....	13
3-2 リスク分担及びその考え方.....	13
3-3 連合による事業の実施状況の監視.....	13
<b>4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>16</b>
4-1 施設の立地条件.....	16
4-2 施設規模.....	17
4-3 高効率発電施設の整備.....	17
<b>5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	<b>17</b>
<b>6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項</b> .....	<b>17</b>
<b>7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	<b>18</b>
7-1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項.....	18
7-2 財政上及び金融上の支援等に関する事項.....	18
7-3 その他の支援に関する事項.....	18
<b>8 その他特定事業の実施に関する必要事項</b> .....	<b>18</b>
8-1 議会の議決.....	18
8-2 留意事項.....	18
8-3 実施方針に関する問い合わせ.....	20

別紙 1 : 事業予定地位置図

別紙 2 : 契約形態

- 別紙 3 : 事業に係るリスク分担  
別紙 4 : 実施方針に関する意見・質問書

## 用語の定義

---

本実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

- (1) 「本事業」とは、「(仮称) 長野広域連合 A 焼却施設」整備及び運営事業をいう。
- (2) 「本施設」とは、(仮称) 長野広域連合 A 焼却施設をいう。
- (3) 「DBO方式」とは、公共が資金調達を負担し、Design(設計)、Build(施工)、Operate(運営)を一括して民間に委託する方式をいう。
- (4) 「連合」とは、長野広域連合をいう。
- (5) 「民間事業者」とは、本事業を委ねる事業者として選定された応募者及び特別目的会社をいう。
- (6) 「特別目的会社」とは、選定された応募者のうち構成員が株主として出資し、本事業の運営業務を目的として設立する会社であり、SPCともいう。
- (7) 「運営事業者」とは、本事業に係る特別目的会社であり、本施設の運営業務を行う事業者をいう。
- (8) 「工事請負事業者」とは、単独又は共同企業体により本施設の設計・施工業務を行う事業者をいう。
- (9) 「共同企業体」とは、本施設の設計・施工を目的として結成された特定建設工事共同企業体をいう。
- (10) 「応募者」とは、本事業に応募する構成企業と協力会社で構成された企業グループをいう。
- (11) 「代表企業」とは、応募者のうち、本事業の応募手続きを行う等の代表的役割を果たす企業をいう。
- (12) 「構成企業」とは、応募者のうち、連合と基本協定及び基本契約を締結する企業をいう。
- (13) 「構成員」とは、構成企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- (14) 「協力会社」とは、応募者のうち、特別目的会社には出資しないが業務の一部を工事請負企業者又は特別目的会社から直接請負・受託する企業をいう。

- (15) 「副生成物処理/運搬事業者」とは、本施設から発生する副生成物の処理・運搬を担当する事業者をいう。
- (16) 「副生成物」とは、本施設から発生する主灰、焼却飛灰、スラグ、メタル、溶融飛灰及び溶融不適物をいう。
- (17) 「有効利用」とは、本施設から発生した副生成物を資源として利用又は売却することをいう。
- (18) 「外部資源化」とは、本施設から発生した副生成物を本施設外において資源化することをいう。
- (19) 「募集要項」とは、本事業を実施する民間事業者の募集に際して配布する以下の書類等をいう。
- ・ 公募説明書
  - ・ 要求水準書
  - ・ 様式集
  - ・ 契約書（案）
  - ・ 事業者選定基準
- (20) 「要求水準書」とは、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。
- (21) 「提案書類」とは、本事業の公募において、応募者が応募時に提出する技術提案書、非価格要素提案書、事業計画書及び価格提案書をいう。
- (22) 「事業者選定委員会」とは、本事業の審査を行う長野広域連合ごみ処理施設建設事業者等選定委員会をいう。
- (23) 「基本協定」とは、連合と構成企業の間で締結される特別目的会社の設立及び本事業の準備行為に関する取扱い等に係る契約をいう。
- (24) 「基本契約」とは、連合と構成企業及び特別目的会社の間で締結される事業者間の役割分担及び運営事業者の支援等に係る契約をいう。
- (25) 「基本契約等」とは、本事業に係る基本協定及び基本契約の総称をいう。
- (26) 「工事請負契約」とは、連合と工事請負事業者の間で締結される本事業に係る建設工事請負契約をいう。
- (27) 「運営委託契約」とは、連合と特別目的会社の間で締結される本事業に係る運営業務委託契約をいう。

- (28) 「副生成物処理/運搬契約」とは、連合と副生成物処理/運搬事業者及び特別目的会社の間で締結される本事業に係る副生成物処理/運搬業務委託契約をいう。
- (29) 「特定事業契約」とは、基本契約、工事請負契約、運営委託契約及び副生成物処理/運搬契約の4つの契約の総称をいう。
- (30) 「施設整備費」とは、連合が工事請負事業者に対して支払う設計・施工業務の対価のことをいう。
- (31) 「運営費」とは、連合が運営事業者に対して支払う本施設の運営業務の履行の対価のことをいう。
- (32) 「PFI法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）をいう。
- (33) 「政令」とは、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）をいう。
- (34) 「廃棄物処理法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）をいう。
- (35) 「交付金」とは、環境省 循環型社会形成推進交付金をいう。
- (36) 「指名停止措置基準」とは、長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）をいう。
- (37) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち、連合及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由をいう。
- (38) 「年度」とは、4月1日から始まり翌年の3月31日に終了する一年をいう。

# 1 特定事業の選定に関する事項

---

## 1-1 事業内容

---

### 1-1-1 事業名称

「(仮称) 長野広域連合A焼却施設」整備及び運営事業

### 1-1-2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

### 1-1-3 公共施設等の管理者等

長野広域連合長 加藤 久雄

### 1-1-4 事業予定地

長野市松岡二丁目

(事業予定地位置図を、別紙1「事業予定地位置図」に示す。)

### 1-1-5 事業の目的

本事業は、本施設の設計、施工、運営を行うものである。

DBO方式で本事業を実施することにより、民間事業者のノウハウを生かし、運営段階を見越したコストパフォーマンスの高い施設の整備と、長期間にわたり効率のよい運営を図り、もって循環型社会の形成を推進することを目的とする。

### 1-1-6 事業内容

- (1) 連合管内の主に長野市、須坂市、高山村、信濃町、小川村、飯綱町において排出される一般廃棄物の処理を行う。
- (2) 処理対象となる一般廃棄物は、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、焼却施設以外の中間処理施設から排出される可燃残さ及び不燃残さである。また、可燃性の災害ごみも含むものとする。
- (3) 一般廃棄物の焼却により生じる主灰及び焼却飛灰の一部を溶融し有効利用を行う。また、溶融飛灰は外部資源化を行う。ただし、焼却飛灰の溶融は民間事業者の判断に委ねる。
- (4) 溶融しない主灰及び焼却飛灰は外部資源化を行う。
- (5) 本施設の運転により生じた蒸気を電気及び温水等に転換し、以下の優先順位に基づき利用する。また、電気については、高効率発電を行うこととする。
  - ア 本施設でのごみ処理及び施設管理
  - イ 周辺施設である長野市設置予定の余熱利用施設等への熱供給（供給量は限定）
  - ウ 売電その他



### 1-1-7 事業手法

本事業はDBO方式で実施するものとし、連合は本施設的设计・施工に係る資金を調達し、本施設を所有する。なお、本施設の整備については交付金の対象事業とする。

工事請負事業者は、本施設的设计・施工業務を行う。

また、構成員は運営事業者となる特別目的会社を設立し、20年1か月間にわたっての本施設の運営業務を行う。

### 1-1-8 契約の形態

連合と民間事業者は、別紙2「契約形態」に示す契約を締結する。

- (1) 連合は、本事業に係る特別目的会社の設立及び準備行為に関する取扱い等について規定するために、構成企業と基本協定を締結する。
- (2) 連合は、本事業について民間事業者に対し設計・施工業務及び運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本契約を構成企業及び特別目的会社と締結する。
- (3) 連合は、基本契約等に基づき、工事請負事業者と工事請負契約を締結する。
- (4) 連合は、基本契約等に基づき、特別目的会社と運営委託契約を締結する。
- (5) 連合は、基本契約等に基づき、副生成物処理/運搬事業者及び特別目的会社と、副生成物処理/運搬契約を締結する。(三者契約)

### 1-1-9 事業期間

事業期間は、以下のとおりとする。

- (1) 本施設的设计・施工期間：工事請負契約締結から平成31年2月末まで
- (2) 本施設の運営期間：平成31年3月1日から平成51年3月末までの20年1か月

### 1-1-10 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

### 1-1-11 事業スケジュール（予定）

本事業に関するスケジュールは、以下のとおりを予定している。

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 実施方針の公表   | 平成26年7月         |
| (2) 特定事業の選定   | 平成26年10月        |
| (3) 募集要項の公表   | 平成26年10月        |
| (4) 提案書類の提出   | 平成27年2月         |
| (5) 優先交渉権者の決定 | 平成27年5月         |
| (6) 基本協定の締結   | 優先交渉権者の決定後速やかに  |
| (7) 特別目的会社の設立 | 優先交渉権者の決定後速やかに  |
| (8) 契約詳細の詰め   | 平成27年5月～平成27年7月 |
| (9) 特定事業契約の締結 | 平成27年7月         |
| (10) 設計・施工着手  | 平成27年8月         |
| (11) 本施設の引渡し  | 平成31年2月         |
| (12) 供用開始     | 平成31年3月         |
| (13) 契約終了     | 平成51年3月         |

## 1-2 特定事業の選定

---

以下の考え方・手順に従い、PFI法に定められる手続に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

### 1-2-1 選定の考え方

以下を重視して、本事業を特定事業として選定する。

- (1) 民間事業者を支払う施設整備費及び運営費を含め、事業期間全体において連合が負担する費用の総額について価格要素評価を行い、連合が自ら実施する場合と比較して公共財政負担の削減が見込めること。
- (2) 事業期間全体における責任分担及び公共サービスの水準について非価格要素評価を行い、連合が自ら実施する場合と比較してリスクの低減及び公共サービス等水準の維持・向上が見込めること。

### 1-2-2 選定手順

以下の手順により客観的評価を行い、評価結果を公表する。

- (1) 価格要素評価の実施  
事業期間全体において連合が負担する支出総額の評価
- (2) 非価格要素評価の実施  
民間事業者に移転されるリスク及び公共サービス等水準についての評価
- (3) 特定事業の選定  
(1)及び(2)の評価に基づき本事業を特定事業として選定
- (4) 評価結果の公表  
評価の結果を連合ホームページにて公表

## 1-3 民間事業者が実施する業務の範囲

---

民間事業者が実施する主な業務は、以下のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、連合が行う行政手続等に対して協力することとする。

### 1-3-1 事前業務

民間事業者は、本事業の業務の一部である本施設の運営業務を担当させるために、速やかに事業会社たる特別目的会社を適法に設立すること。

### 1-3-2 設計・施工業務

設計・施工業務は、本施設の整備に係る全ての設備及び工事に関わる設計、施工、施工管理等とする。

### 1-3-3 運營業務

運營業務は、以下のとおりとする。

#### (1) 運營業務の準備業務（事業実施計画書及び年度実施計画書の作成）

運營業務に係る事業実施計画書及び年度実施計画書を提出し、連合に確認を受けるものとする。

#### (2) 本施設の運營業務

本施設の運營業務は、以下のとおりとする。

##### 1) 搬出入管理業務

一般廃棄物の受入、副生成物の搬出に係る業務。

##### 2) 受付・料金徴収代行業務

本施設に直接持ち込まれた一般廃棄物の受付及び廃棄物処理手数料等の徴収の代行業務。

##### 3) 運転管理業務

運転及び日常点検等の本施設の運転に係る業務。

##### 4) 維持管理業務

定期点検整備、部品等調達及び修繕等、本施設の維持管理に係る業務。

##### 5) エネルギーの有効利用業務

本施設を運転することにより発生する余熱を利用して、本施設や余熱利用施設等に熱を供給するとともに、発電を行う業務。

##### 6) 副生成物の有効利用及び外部資源化

民間事業者の提案に基づき熔融処理で発生するスラグ及びメタルの有効利用を行うとともに、熔融しない主灰、焼却飛灰及び熔融飛灰の外部資源化を行う業務。

##### 7) その他運営に関わる業務

清掃、保安警備、施設見学者対応、環境衛生管理及び環境影響調査等の本施設の運営に係るその他全ての業務。

### 1-3-4 事業期間終了時の対応

民間事業者は、事業期間終了後においても連合又は連合が指定する第三者が本施設の運営を継続できるように、必要な対応を行うこととする。

### 1-3-5 地域経済への貢献

工事請負事業者は、施工に際して可能な限り、地元企業へ工事及び資材調達の発注を行うこととする。また、運営に際しても地元雇用等への配慮を積極的に行うこととする。

## 1-4 連合が実施する業務の範囲

---

連合が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

### 1-4-1 事前業務

- (1) 事業用地の確保
- (2) 設置届等の届出

### 1-4-2 本施設の設計・施工に係る業務

- (1) 交付金の申請等
- (2) 施設整備費の支払
- (3) 本事業の設計・施工状況のモニタリング
- (4) 住民対応（民間事業者が実施する業務に起因する住民対応以外）

### 1-4-3 本施設の運営に係る業務

- (1) 処理対象物の搬入
- (2) 本施設で発生するスラグのうち民間事業者から有効利用が提案されなかった分、及び溶融不適物の引き取り
- (3) 本事業の運営状況のモニタリング
- (4) 廃棄物処理手数料の収納
- (5) 住民対応（民間事業者が実施する業務に起因する住民対応以外）
- (6) 行政視察への対応
- (7) 運営費の支払

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

---

民間事業者の募集及び選定は、公平性及び透明性の確保、より優れた提案のための民間事業者における連合のニーズの理解促進、民間事業者の創意工夫を発揮した提案余地の確保等の観点から、公募型プロポーザルで行う。

民間事業者の選定は、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有しており、かつ応募者の提案内容が、技術的観点から連合が要求する性能要件を満足することが見込める内容であること等について、段階的に実施する。

### 2-1 募集及び選定スケジュール（予定）

---

民間事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりである。

(1) 募集要項の公表	平成 26 年 10 月
(2) 募集要項に関する質疑回答	平成 26 年 10 月
(3) 資格審査の受付締切	平成 26 年 11 月
(4) 資格審査の結果の通知、対話要領の送付	平成 26 年 12 月
(5) 応募者との対話	平成 26 年 12 月
(6) 提案書類の提出	平成 27 年 2 月
(7) 基礎審査の実施	平成 27 年 3 月
(8) 非価格要素及び価格要素の審査	平成 27 年 4 月
(9) 総合評価の実施	平成 27 年 4 月
(10) 優先交渉権者の決定	平成 27 年 5 月
(11) 基本協定の締結	優先交渉権者の決定後速やかに
(12) 特別目的会社の設立	優先交渉権者の決定後速やかに
(13) 契約詳細の詰め	平成 27 年 5 月～平成 27 年 7 月
(14) 特定事業契約の締結	平成 27 年 7 月

### 2-2 応募者の参加資格要件

---

応募者は、資格審査申請書の受付締切日において、以下の資格要件を全て満たすこと。また、連合は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

#### 2-2-1 応募者の構成

- (1) 応募者は、構成企業及び協力会社から構成されるものとする。

- (2) 構成員の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (3) 本施設のプラント設備の設計・施工を行う企業を代表企業として定めること。
- (4) 本施設の運転・維持管理を行う企業を構成企業として定めること。また、副生成物処理/運搬事業者を構成企業又は協力会社として定めること。
- (5) 応募者は、応募に際して、構成企業及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (6) 代表企業、構成企業及び協力会社の変更は認めない。ただし、特段の事情があると連合が認めた場合は、この限りでない。
- (7) 代表企業、構成企業及び協力会社のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業及び協力会社となることは認めない。ただし、副生成物処理/運搬事業者についてはこの限りでない。なお、連合が民間事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった応募者の協力会社が、民間事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- (8) 代表企業、構成企業のいずれかと、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできない。
- (9) 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

## 2-2-2 応募者の参加資格要件

### (1) 共通の参加資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) 政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- 2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
- 3) 指名停止措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者（提案書類提出日までの間に指名停止措置基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 4) 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
- 5) 直近事業年度の国税、長野県税及び長野市税を滞納していないこと。
- 6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 7) 営業に関し、法律上必要とする資格を有している者であること。
- 8) 以下に示す者又はその者と関連をもつ者でないこと。
  - (a) 本事業に関する連合のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所及び同協力企業（復建調査設計株式会社及び渥美坂井法律事務所）
  - (b) 本事業の審査を行う事業者選定委員会の委員が属する企業
 

なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、又はその出資の 100 分の 20 以上の出資をしているか、若しくは当該企業の役員（取締役以上）を兼ねている者をいう。
- 9) 廃棄物処理法に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。

- 10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成する者の統制の下にある者でないこと。
- 11) 長野県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年 8 月 1 日公安委員会規則第 5 号）第 2 条各号に定める暴力団関係者でないこと。

(2) 本施設の設計・施工を行う企業

応募者のうち、本施設の設計・施工を担当する企業（単体又は共同企業体の代表者）は、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) 長野市建設工事・工事に係る測量等競争入札参加資格者名簿（長野市契約規則（昭和 60 年 3 月 11 日長野市規則第 4 号）様式第 4 号）に登載されている者であること。
- 2) 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 3 条第 6 項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。
- 3) 仮契約締結予定日の 1 年 9 か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知兼総合評定値通知書の交付を受けていること。
- 4) 共同企業体方式で応募する場合にあっては、上記各号に掲げる要件に加え、長野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成 6 年 9 月 1 日公告第 174 号）第 9 から第 14 の要件を満たすこと。
- 5) 本施設の設計・施工を行う企業が共同企業体の場合の代表者は、その構成員の中心的役割を担う者で、その出資割合が構成員中最大であること。
- 6) 以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設を建設した実績があること。
  - (a) 1 炉 100t/日以上の規模のストーカ式焼却炉を有する。
  - (b) 廃棄物発電を行っている。
  - (c) 参加資格申請時において延べ 3 年以上の稼働実績を有する。
  - (d) 電気式灰溶融炉を併設している。
- 7) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- 8) 本施設工事に関し、以下の条件を全て満たす者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。（建設業法第 7 条第 2 項に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本施設工事の技術者として配置できない。）
  - (a) 清掃施設工事について建設業法に規定する技術者
  - (b) 直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者
  - (c) 監理技術者については、清掃施設工事に係る監理技術者資格証を有する者であること。なお、資格証の交付（更新を含む。）を平成 16 年 3 月 1 日以降に受けた者は、過去 5 年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。

(3) 本施設の運転を行う企業

応募者のうち、本施設の運転業務を担当する企業は、以下の要件を全て満たしていること。

- 1) 長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿（長野市契約規則様式第5号）に登載されている者であること。
  - 2) 以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設において参加資格申請時において延べ3年以上の運転実績があること。
    - (a) 1炉 100t/日以上規模のストーカ式焼却炉を有する。
    - (b) 廃棄物発電を行っている。
    - (c) 電気式灰溶融炉を併設している。
- (4) 本施設の維持管理を行う企業
- 応募者のうち、本施設の維持管理業務を担当する企業は、以下の要件を全て満たしていること。
- 1) 長野市建設工事・工事に係る測量等競争入札参加資格者名簿（長野市契約規則様式第4号）に登載されている者であること。
  - 2) 以下の条件を全て満たす一般廃棄物処理施設において維持管理実績があること。ここでいう「維持管理実績」とは、プラントの補修計画の策定、補修計画の策定を含むとみなせる補修工事の実績又は3年間以上の維持管理を含む運営業務の実績を指す。
    - (a) 1炉 100t/日以上規模のストーカ式焼却炉を有する。
    - (b) 廃棄物発電を行っている。
    - (c) 電気式灰溶融炉を併設している。
- (5) 本施設の副生成物の処理及び運搬を行う企業
- 応募者のうち、本施設の副生成物の処理及び運搬を行う企業は、廃棄物処理法等関係法令に適合し、十分な実績を有し、事業期間を通じた安定的な事業実施の蓋然性が高い者であること。

## 2-3 民間事業者の審査及び決定

---

以下に従い、民間事業者を決定することとする。

### 2-3-1 事業者選定委員会の設置

連合は、民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって事業者選定委員会を設置する。

委員は、以下のとおりとする。（敬称略、順不同）

委員	荒井喜久雄	（公益社団法人全国都市清掃会議技術部長）
委員	中村正行	（信州大学工学部教授）
委員	藤吉秀昭	（一般財団法人日本環境衛生センター常務理事）
委員	山口直也	（青山学院大学准教授）
委員	横田 勇	（静岡県立大学名誉教授）



委員 小林 博 (長野市環境部長)

委員 和田義宣 (千曲市市民環境部長)

応募者が、優先交渉権者決定前までに、事業者選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

### 2-3-2 事業者選定基準

事業者選定の基準はおおむね以下のとおりを予定している。なお、評価項目等の詳細は募集要項に示す。

#### (1) 非価格要素

- 1) 環境への配慮及び貢献
- 2) 安心・安全な施設の整備と運営
- 3) 周辺環境との調和と環境教育への寄与
- 4) 事業の安定性
- 5) 地域経済への貢献

#### (2) 価格要素

- 1) 施設整備費
- 2) 運営費

### 2-3-3 選定方法

事業者の審査及び選定は、以下の手順で行う。各段階の審査に関しては、事業者選定委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、連合が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。なお、本審査は応募者を匿名として行い、評価方法等の詳細は募集要項において示す。

#### (1) 資格審査

連合は、応募者から提出された資格審査申請書類等により、「2-2-2 応募者の参加資格要件」に照らした資格審査を行う。

#### (2) 応募者との対話

連合は、応募者における連合の意向の理解促進、応募者の創意工夫発揮を目的として、資格審査を通過した応募者と対話を行う予定とする。

なお、具体的な実施内容については、募集要項及び対話要領において示す。

#### (3) 本審査

##### 1) 基礎審査

基礎審査は、応募者から提出された提案書類について、技術提案書が技術的観点から見て連合の要求する性能要件を満足するものであること等の確認を行う。

これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格要素審査に進むこととする。

## 2) 非価格要素審査及び価格要素審査

非価格要素審査では、応募者の提案内容について「2-3-2 事業者選定基準」に沿った審査及び評価を行う。

なお、審査及び評価に当たっては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施する。また、非価格要素審査の基準や審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

価格要素の審査及び評価の方法については、募集要項において示す。

## (4) 総合評価

総合評価では、非価格要素審査と価格要素審査に基づく総合的な評価を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、総合評価の方法等については、募集要項において示す。

## 2-3-4 優先交渉権者の決定及び審査結果の公表

連合は、事業者選定委員会の報告を受けて優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、その結果を連合ホームページにて公表する。

## 2-4 応募に係る提出書類

---

応募者は、応募書類として、以下の書類を提出する。なお、対話実施時の提出書類、その他提出書類の詳細については、募集要項及び対話要領において示す。

### 2-4-1 資格審査申請時の提出書類

- (1) 資格審査申請書類
- (2) 参加資格確認資料

### 2-4-2 本審査時の提出書類

- (1) 技術提案書
- (2) 非価格要素提案書
- (3) 事業計画書
- (4) 価格提案書

## 2-5 優先交渉権者決定後の手続き

---

### 2-5-1 特別目的会社の設立

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに特別目的会社を連合管内に設立する。特別目的会社は、基本協定に示す要件を満たすこととする。

### 2-5-2 契約詳細の詰め

連合と優先交渉権者は、特定事業契約締結のために契約詳細の詰めを行うものとする。

### 2-5-3 交付金申請手続きへの協力

本施設は、交付金の対象施設である。優先交渉権者は、連合が行う交付金の申請手続き等に協力すると共に、交付金交付要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料の作成を行うものとする。

## 2-6 提出書類の取扱い・著作権

---

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、連合は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、連合に提出された資料は、長野広域連合情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成 14 年 11 月 29 日条例第 5 号）などの法令に基づき、公開されることがある。

なお、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業者選定の目的以外には使用しないこととし返却はしない。

## 2-7 費用負担

---

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

### 3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

---

#### 3-1 想定されるサービスの水準・仕様

---

民間事業者は、募集要項等及び提案書類に基づく諸条件を踏まえ、事業期間にわたり、本施設の要求水準が満たせるよう、必要かつ適切な運営業務を行うものとする。また、事業期間終了後5年程度にわたり、大規模な機器の更新を生じさせないように運営期間における維持管理業務を行うものとする。

#### 3-2 リスク分担及びその考え方

---

##### 3-2-1 基本的な考え方

本事業に係るリスク回避及び防止に係る責任は原則として民間事業者が負うこととするが、民間事業者に帰責事由がない場合や不可抗力による場合等、当該リスクを民間事業者が負うことが不適当な場合には、連合が負うこととする。

##### 3-2-2 想定されるリスクの分担

連合と民間事業者のリスク分担は、原則として別紙3「事業に係るリスク分担」の表によるものとする。

#### 3-3 連合による事業の実施状況の監視

---

##### 3-3-1 基本的な考え方

連合は、民間事業者による本施設の設計・施工業務及び運営業務の状況が要求水準及び提案書類を満たしていることを確認するため、事業実施状況の監視を行う。

##### 3-3-2 設計・施工業務の監視に関する考え方

連合は、工事請負事業者及び運営事業者と本施設の設計について協議を行い、設計・施工業務の監視を行う。

なお、本施設の設計・施工業務の監視により、設計・施工業務の実施状況や結果が、特定事業契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、連合は、工事請負事業者に対して改善を要求する。工事請負事業者は、これに対し必要な措置を講じるものとする。

##### 3-3-3 設計・施工業務の監視の方法

連合は、工事請負事業者による設計・施工業務の状況が要件を満たしていることを確

認するために、業務の監視を行う。

工事請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を連合に提出し、連合の確認を受けることとする。また、当該図書に基づき指定された図書及び連合が提出を要求した図書を連合へ提出し、これらの図書の連合による確認等を受けることとする。

工事請負事業者は、設計・施工業務の進捗状況について、連合に定期的に報告し確認を受けることとする。なお、連合は、必要に応じて、工事請負事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができるものとする。

工事請負事業者は、設計・施工業務の進捗に併せて、試運転及び引渡性能試験に関わる計画書を連合に提出し、連合は、当該計画書を確認する。引渡性能試験は、連合の立会いのもとに性能保証項目について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、連合が認める計量証明機関が実施することとする。

### 3-3-4 運營業務の監視に関する考え方

連合は、運営事業者と本施設の運営の方法について協議を行い、運営の状況を監視する。

なお、本施設が特定事業契約や要求水準書等で定められた運営状態を満たしていないと判断される場合には、連合は、運営事業者に対して改善を要求する。運営事業者は、これに対し必要な措置を講じるものとする。

また、改善要求に対し改善が見られない場合は、委託費の減額等の措置を講ずる。

### 3-3-5 運營業務の監視の方法

連合は、運営事業者による運營業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、業務の監視を行う。監視は、運営委託契約で定めた項目、頻度及び方法に従うとともに、連合と運営事業者で協議の上定めた方法等に従って行うものとし、必要に応じて本施設への立ち入りを行う。

監視に当たっては、本施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用いる。また、必要に応じて、連合は、自らの負担で本施設に係る追加の計測・分析を行うことができるものとする。その他、連合は、周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

### 3-3-6 事業期間終了時の考え方

連合は、事業期間終了前までに、事業期間終了後5年程度にわたる本施設の機能及び性能を維持するための説明を求め、必要に応じ、事業実施計画書の改訂並びに適切な維持管理を求めることができる。また、運営事業者は、事業期間終了時において、本施設の要求する水準を満足することを確認するため、第三者に委託して、機能及び性能に係る確認検査並びに余寿命診断を実施した上で、15年程度先を見越した長寿命化計画を策定すること。連合はその結果を確認する。なお、確認検査の内容は、引渡性能試験に準ずるものとする。

確認検査実施時に本施設の要求する水準を満たさないことが明らかとなった場合には、委託費の支払いを留保し、施設の改善・合格を条件に、留保した委託費を支払う。

余寿命診断の結果、事業期間終了後5年以内に通常の補修では対応できない補修が必要と判断される機器等があった場合には、事業期間終了までに必要な補修工事又は更新を実施すること。

また、運営事業者は、事業期間終了後1年の間に、本施設に関して運営事業者の運営等に起因する性能未達が発生した場合には、自らの負担で修繕等必要な対応を行う。

## 4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

---

### 4-1 施設の立地条件

---

#### 4-1-1 事業予定地

長野市松岡二丁目

#### 4-1-2 予定敷地面積

敷地面積は未定であるが、既存の長野市清掃センターと合わせた長野都市計画ごみ処理施設の面積（約 7.6ha）の中に建設するものとする。

#### 4-1-3 都市計画等に関する事項

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| (1) 区域区分        | : 長野都市計画区域           |
| (2) 用途地域        | : 工業地域               |
| (3) 防火地域及び準防火地域 | : 指定なし               |
| (4) 高度地区        | : 指定なし               |
| (5) 建ぺい率        | : 60%以内              |
| (6) 容積率         | : 200%以内             |
| (7) 河川保全区域      | : 18m(堤防の法尻より)       |
| (8) 緑化率         | : 敷地面積（建築面積を除く）20%以上 |

#### 4-1-4 地形、地質等

##### (1) 地理条件

事業予定地の東側には、隣接して現在稼動している長野市清掃センターがある。西側は、主に工業用地及び商用用地として利用され、一部に住宅が見られるが、長野都市計画において、工業地域として指定されている。南側には、一級河川である犀川が流れ、犀川の堤防道路である市道若里村山堤防線に接している。北側は、市道松岡南線に接しており、市道松岡南線より北側は、長野都市計画において第二種中高層住居専用地域及び第二種住居地域に指定されている。

事業予定地の標高は、概ね 345m～346m であり、地形は平坦地である。

##### (2) 地質の状況

連合では平成 18 年に事業予定地及びその付近において、3か所のボーリング調査を実施している。調査結果については、募集要項において示す。

#### 4-1-5 その他

事業予定地の周辺道路、敷地状況、周辺概要等については、募集要項において示す。

## 4-2 施設規模

---

本施設は、405t/日の処理能力を有するものとし、3系列とする。焼却方式は全連続運転式ストーカ炉とし、電気式灰溶融炉を併設するものとする。

## 4-3 高効率発電施設の整備

---

本施設は、高効率発電施設として整備するものとする。また、交付金交付要綱に従い、発電効率は18.5%以上とする。

## 5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

---

特定事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、連合と民間事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また、契約に関する紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 6 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

---

運営事業者は、本施設が供用開始された後、運営委託契約に規定される条件に基づいて、20年1か月間の運営期間にわたり適切に施設の運営を継続する必要がある。このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻、その懸念が生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応することとする。

特に、運営事業者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、運営事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、連合は、運営事業者に一定の回復期間を与えて、運営事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、安定的な廃棄物処理に重大な遅延等が懸念される場合、又は、運営事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、連合は、運営事業者との運営委託契約を解除し、施設の運営にあたる新たな企業又は企業グループを選定することとする。



## 7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

---

### 7-1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

---

本事業については、民間事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等は現時点ではない。

### 7-2 財政上及び金融上の支援等に関する事項

---

民間事業者に対して、財政上及び金融上の支援等はない。  
なお、本施設の整備については、交付金の対象事業である。

### 7-3 その他の支援に関する事項

---

本事業の実施に必要な許認可に関し、連合は、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、連合と民間事業者で協議により対応策を検討することとする。

## 8 その他特定事業の実施に関する必要事項

---

### 8-1 議会の議決

---

特定事業契約の締結に当たっては、長野広域連合議会の議決を得るものとする。  
なお、本事業に係る債務負担行為の設定については、別途議決する。

### 8-2 留意事項

---

応募に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年4月14日法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に応募手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、連合は、当該応募者を応募手続きに参加させず又は応募手続きの執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、

不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、連合が必要と認めたときは、応募手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

## 8-3 実施方針に関する問い合わせ

---

### 8-3-1 実施方針に関する意見・質問の受付

実施方針に関する意見・質問がある場合は、別紙4「実施方針に関する意見・質問書」を電子メールで、以下のとおりに提出すること。なお、電子メール以外での問い合わせには応じないので留意すること。

### 8-3-2 意見・質問書の提出先

下記の「8-3-7 問い合わせ先」に提出する。

### 8-3-3 意見・質問書の提出期限

平成26年7月25日（金）正午まで

### 8-3-4 実施方針に関する意見・質問への回答

意見・質問に対する回答は、連合のホームページにおいて公表する。なお、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての意見・質問について回答するとは限らないものとする。

### 8-3-5 意見・質問に対する回答公表予定

平成26年8月上旬

### 8-3-6 実施方針の変更

実施方針の公表後、意見・質問等を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがある。

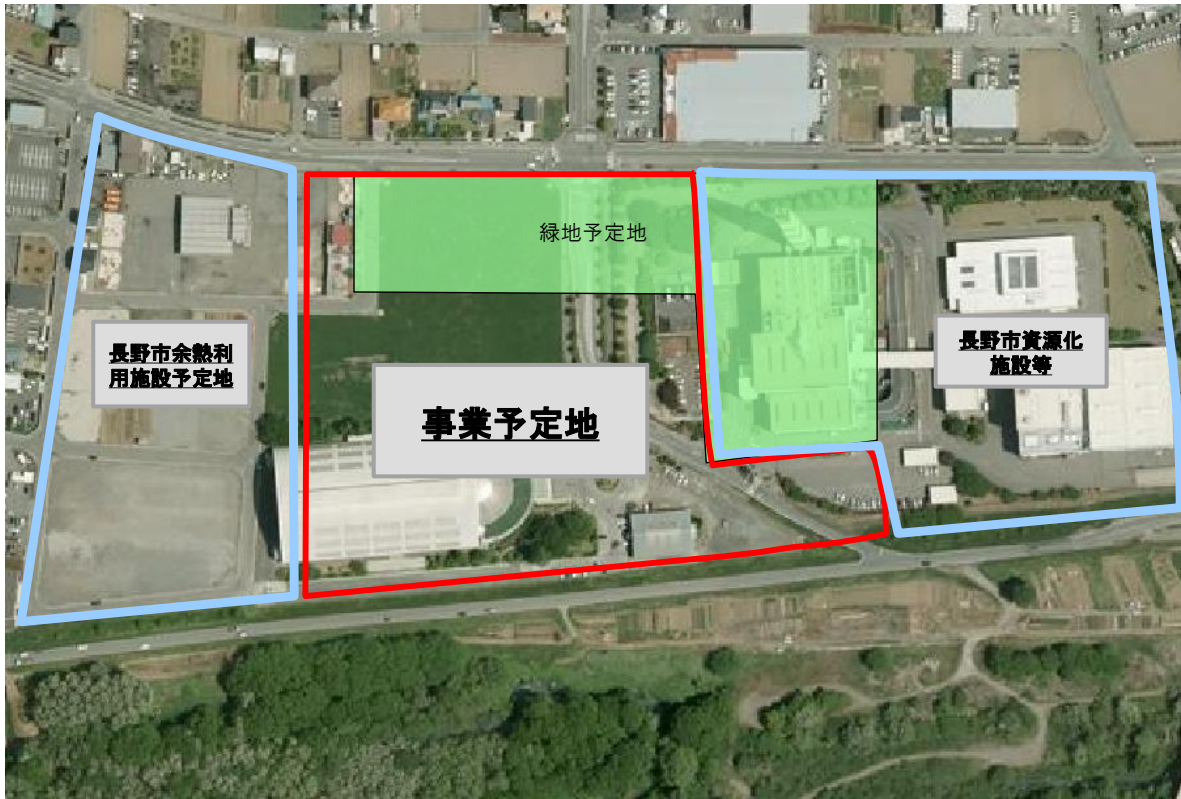
### 8-3-7 問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

担当部局	長野広域連合事務局環境推進課 建設推進室
郵便番号	〒380-0801
住 所	長野市箱清水一丁目3番8号
電 話	026-252-7053
F A X	026-252-7037
電子メール	kankyo@area-nagano.jp

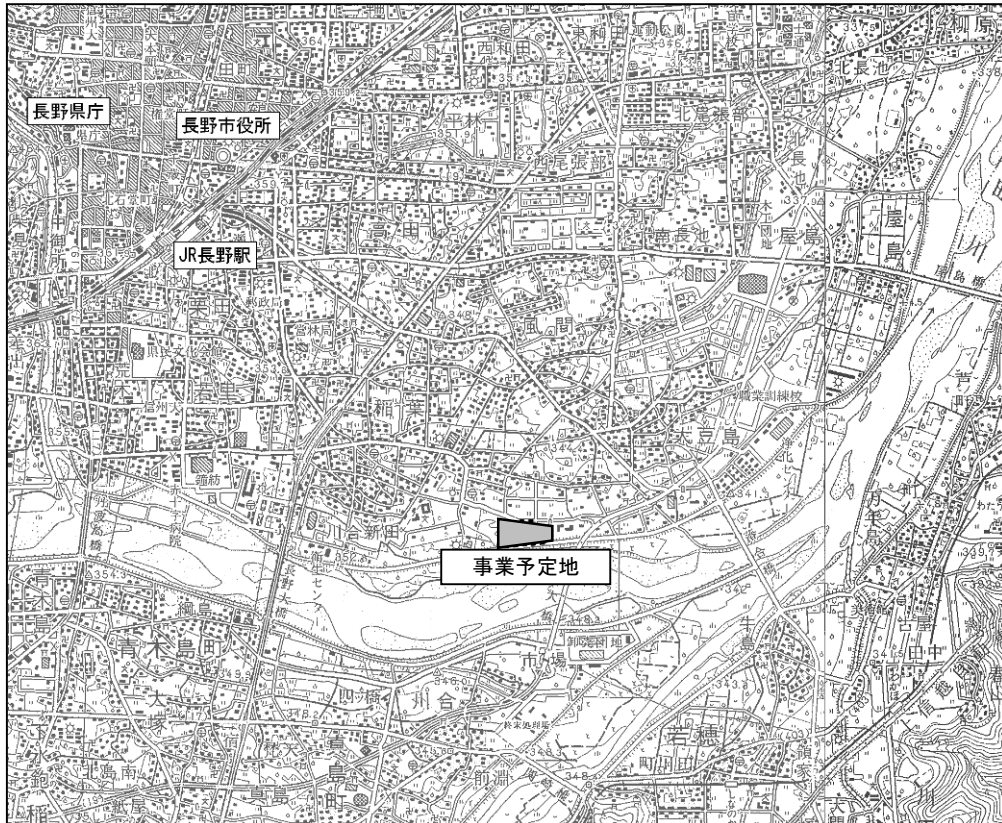
別紙 1 : 事業予定地位置図

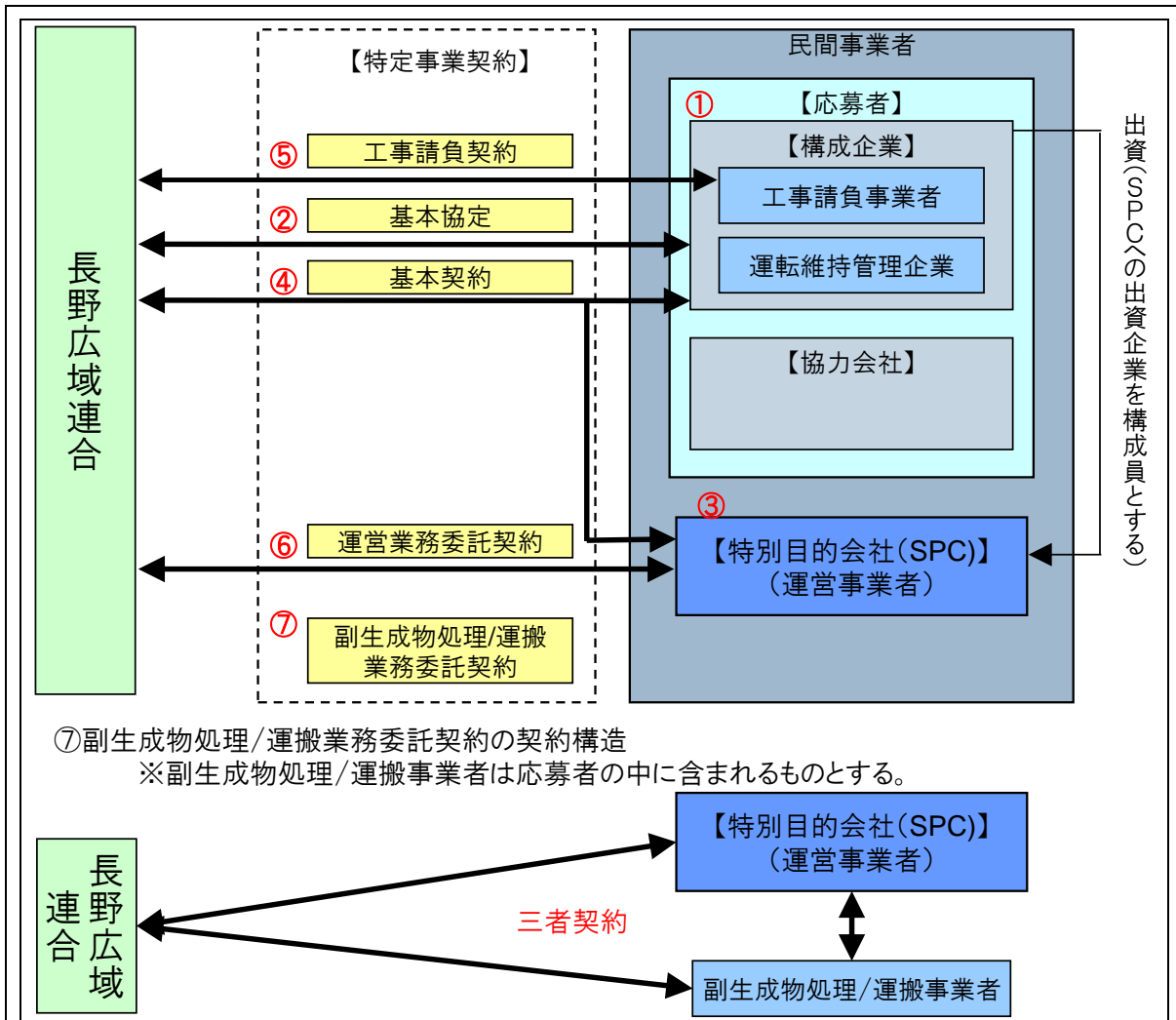
(位置図)



※赤線で囲まれた範囲が事業予定地である。

(広域図)





- ① 本事業への参画を希望する企業は、公告を受け、企業グループを結成し、公募に参加する。
- ② 基本協定：優先交渉権者決定後、連合と当該グループの構成企業の連名により締結。
- ③ 特別目的会社(S P C)の設立：基本協定に基づき、構成員の出資により設立。(構成企業、協力会社及び特別目的会社を総称して民間事業者と定義。)
- ④ 基本契約：基本協定に基づき、連合と構成企業及び特別目的会社の連名により締結。
- ⑤ 工事請負契約：基本契約に基づき、連合と工事請負事業者(単体又は共同企業体)で締結。
- ⑥ 運營業務委託契約：基本契約に基づき、連合と運営事業者で締結。
- ⑦ 副生成物処理/運搬業務委託契約：基本契約に基づき、連合と副生成物処理/運搬事業者及び特別目的会社で締結。(三者契約)

**別紙3 : 事業に係るリスク分担**

事業に係るリスク分担

期 間	リスク項目	内 容	リスク分担	
			連合	民間
全期間	制度・法令変更	本事業に係る関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		本事業のみならず広く一般に適用される関係法令・許認可の変更等に係るリスク		○
	税制変更	民間の利益に課せられる、税制度の変更(例：法人税率等の変更)及び新税の設立に伴うリスク		○
		上記以外の税制度の変更及び新税の設立に伴うリスク	○	
	政治	政策方針の変更、管理者の交代、議会未決・未承認などによる操業中止、コスト増大リスク	○	
	許認可取得	民間が取得すべき許認可の遅延リスク		○
		連合の取得すべき許認可の遅延リスク	○	
	交付金等	民間の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又は民間の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク		○
		その他の事由により予定していた交付金額が交付されないリスク又はその他の事由により交付金の交付が遅延し、事業開始が遅延するリスク	○	
	物価変動	インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲内）		○
		インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲を超えた部分）	○	
	環境保全	民間が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	住民対応	民間が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
		住民対応に伴う計画遅延・仕様アップ・管理強化による操業停止・コスト増大のリスク	○	
	第三者賠償	民間が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
		上記以外の連合の帰責事由により発生する事故等に対する賠償リスク	○	
	不可抗力	不可抗力により生じる費用増加又は損害、修復のため事業実施に遅延、中止等が生じるリスク	○	(○)
	債務不履行	民間の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク		○
連合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行リスク		○		

分担欄 ○：主たるリスク (○)：従たるリスク

期 間	リスク項目	概 要	リスク分担	
			連合	民間
計画段階	測量・調査	民間が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク		○
		連合が実施した地形・地質等現地調査に関する情報提供に伴う計画・仕様変更によるコスト増大リスク	○	
	設計	民間の設計ミス等による設計の変更、遅れによるコスト増大リスク		○
		連合の提示条件、指示に関する瑕疵、連合の要求に基づいた変更によるコスト増大リスク	○	
	計画変更・遅延	民間の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスク		○
		連合の事由による（構成市町村との調整の不調に起因するもの含む）計画変更、遅延によるコスト増大リスク	○	
建設段階	用地	募集資料などから予見できない事業用地の土壌汚染・埋蔵物等による費用の増加	○	
	工事遅延	資材調達、工程管理等の民間の事由による工事遅延によるコスト増大リスク		○
		連合の指示等の連合の事由による（構成市町村との調整の不調に起因するもの含む）工事遅延によるコスト増大リスク	○	
	工事費増大	民間の事由による工事費等の増大リスク		○
		連合の提示条件に関する瑕疵及び指示による工事工程、工事方法の変更による工事費増大リスク	○	
	工事中の事故	民間側の事由により調査、工事に係る事故が発生した場合		○
	既存施設への影響	民間側の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○
	試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準未達によるコスト増大、遅延リスク		○
試運転・引渡性能試験に要する処理対象物の供給等のリスク		○		

分担欄 ○：主たるリスク (○)：従たるリスク

期 間	リスク項目	概 要	リスク分担	
			連合	民間
運営段階	ごみ量・ごみ質	処理対象物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のコスト変動リスク（一定範囲以上の変動）	○	
		処理対象物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のコスト変動リスク（一定範囲以内）		○
		災害廃棄物によりごみ量・ごみ質が変動したときのコスト増大リスク	○	
	副生成物	民間事業者が提案した量のスラグが有効利用できない場合の処理・処分に関するリスク		○
		主灰及び焼却飛灰の外部資源化又は外部最終処分に関するリスク		○
		熔融飛灰の外部資源化に関するリスク		○
	性能未達	施設が契約に規定する仕様、性能など要求水準の達成に不適合な場合、施工不良で改修が必要となった場合のコスト増大リスクと外部への処理委託リスク		○
	施設管理の瑕疵	事業期間中における施設管理の瑕疵に係るリスク		○
	運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
		処理対象物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク（民間の善良なる管理者の注意義務違反の場合）		○
		処理対象物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク（民間の善良なる管理者の注意義務を持っても排除できない場合）	○	
		その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○
	電力に関するリスク	売電量の変動に関するリスク（計画からの売電量変動の帰責事由が運営事業者にある場合）		○
		売電量の変動に関するリスク（計画からの売電量変動の帰責事由が運営事業者にない場合）	○	
熱に関するリスク	責任の分界点まで熱供給用埋設管（敷地内及び連合管理のもの）の破損・更新等に係るリスク		○	

分担欄 ○：主たるリスク (○)：従たるリスク



期 間	リスク項目	概 要	リスク分担	
			連合	民間
運営段階	用役設備の不備	用役設備の事故・故障等による経費増大、運転停止リスク		○
	技術革新	新技術採用に係るコスト		○
	施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
		施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大リスク		○
	利用者	見学者など施設利用者の事故に対するリスク		○
既存施設への影響	民間の事由により既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○	

分担欄 ○：主たるリスク (○)：従たるリスク

**別紙4 : 実施方針に関する意見・質問書**

実施方針に関する意見・質問は、別添ファイルの「実施方針に関する意見・質問書」に記入の上、「8-3 実施方針に関する問い合わせ」に示す要領に従って提出すること。

(参考)「実施方針に関する意見・質問書」

実施方針に関する意見・質問書

提出者

会社名	
所在地	
部署	
質問者氏名	
連絡先	電話:
	FAX:
	電子メール:

◆実施方針

No.	質問事項	頁	実施方針中の対応頁及び対応部分						質問内容
			章	節	項				
例	設計・施工業務の土木 建築工事について	4	1	3	2	(2)			.....
〃	別紙3 事業に係るリスク分 担について	24							.....
1									
2									
3									
4									